

医療内容面での見直し

1 精神通院公費制度への医療機関指定制の導入（更生、育成は当初より制度化）

- 都道府県知事が行う診療内容及び公費請求の審査・監査等を通じて、医療内容の質の向上に資する。
- 医療内容が著しく不相当等の場合には、取り消し等を実施
→ 今回の法律改正で対応。平成14年度の検討会報告に基づき適正に運用。

2 支給決定の有効期間を1年に統一（更生、育成は現在1年）

- 1年ごとに医療の必要性や所得の状況を確認（今回の法律改正で対応）
- 再認定を認める場合や拒否する場合の要件等を明確化
→ 臨床実態に関する実証的研究に基づき、制度施行後概ね1年以内に実施。

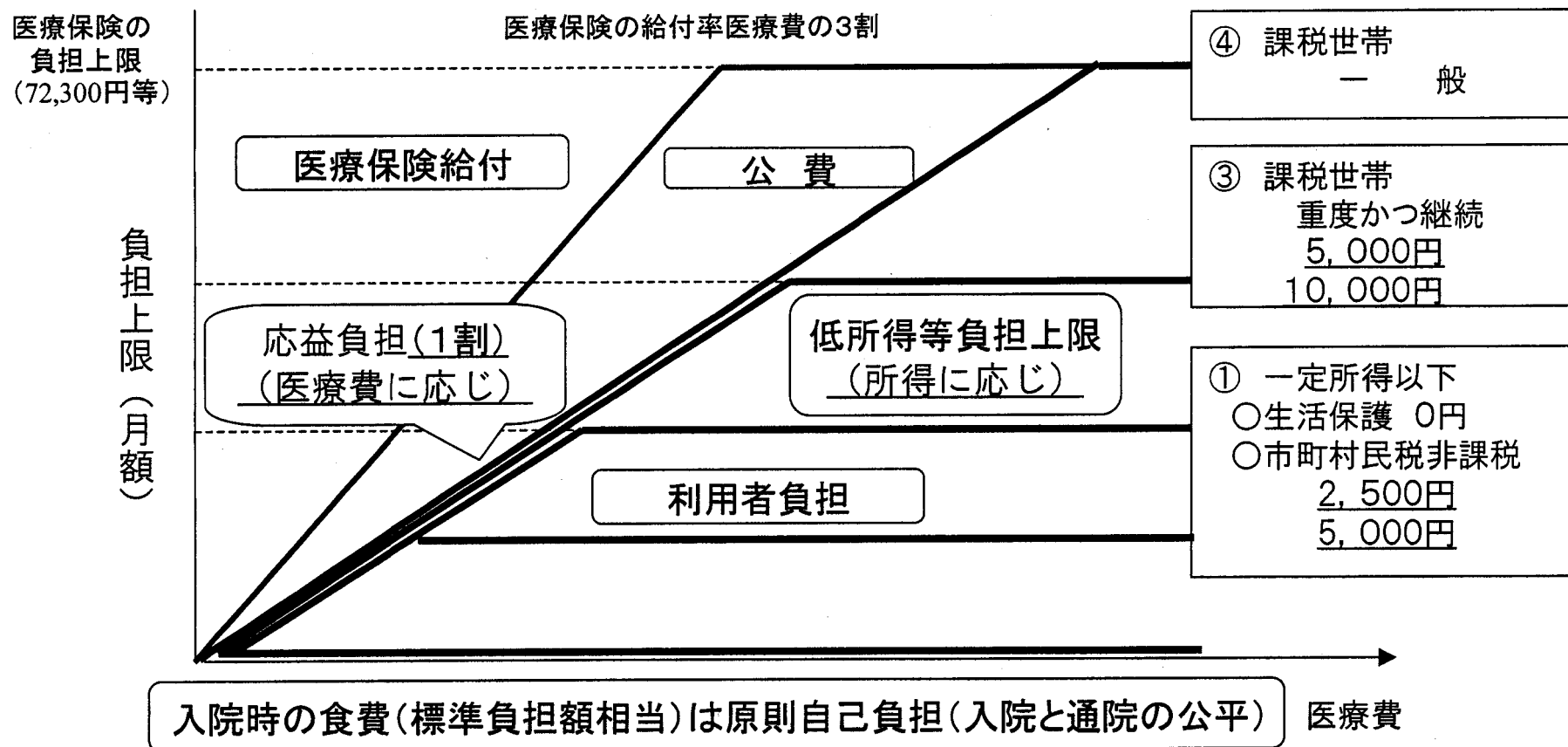
3 医療実態に関する実証的な研究促進と制度運営への反映

- 対象者の判断基準（診査指針等）や医学進歩に応じた医療内容の明確化
- 重度かつ継続の対象となる者の基準等について見直しを図る。
→ 臨床実態に関する実証的研究に基づき、制度施行後概ね2年以内に実施。

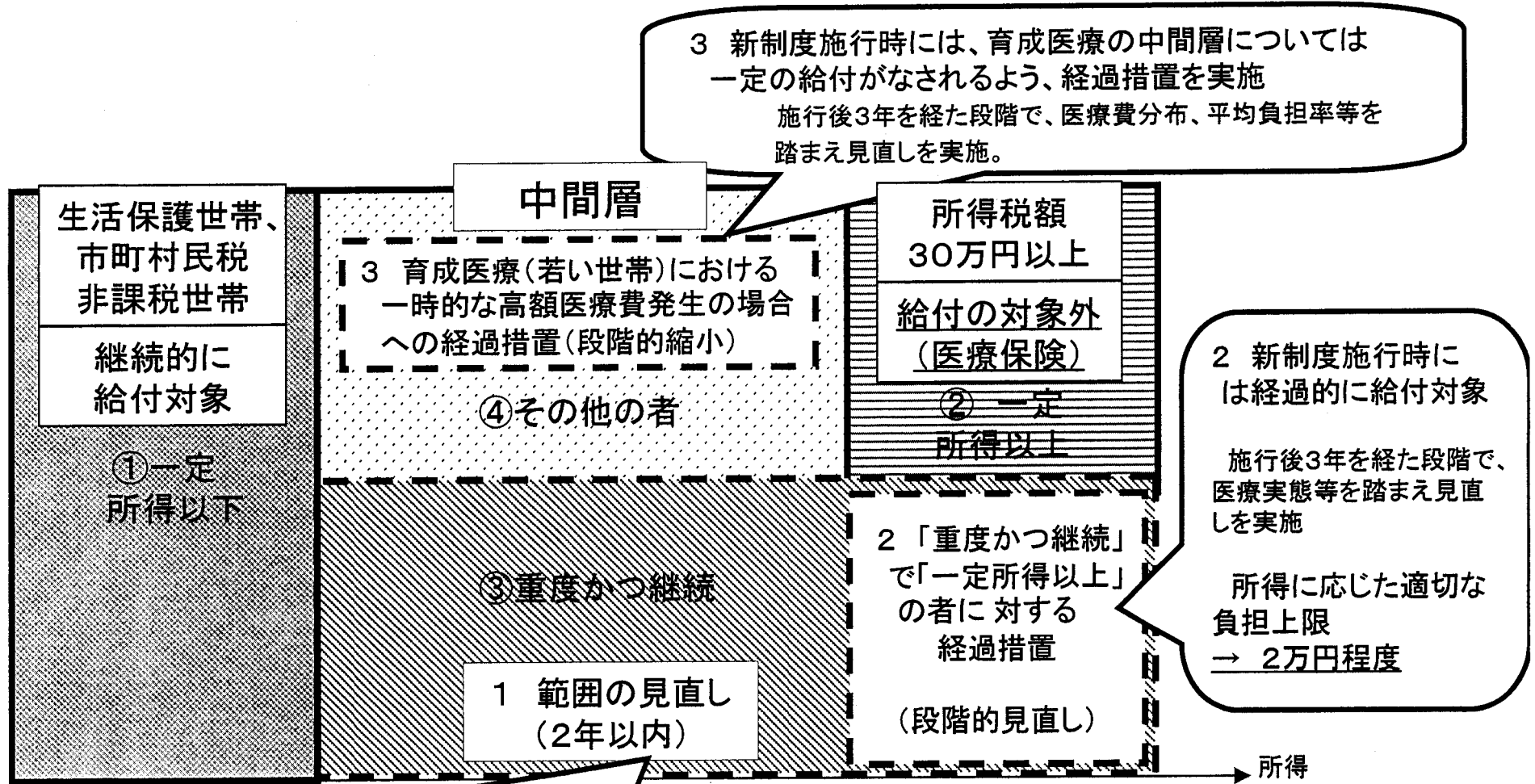
医療費と所得に着目した自己負担

医療費のみに着目した応益負担(精神)と所得にのみ着目した応能負担(更生・育成)を、次の観点から、「医療費と所得の双方に着目した負担」の仕組みに統合する。

- 制度間の負担の不均衡を解消する。(障害者間の公平＝医療費の多寡・所得の多寡に応じた負担)
- 必要な医療を確保しつつ、制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)



制度改革案の概要



- 1 実証的な研究結果を踏まえ対象の明確化等を図る。当面次の者を対象。
- 疾病、症状等から対象となる者
精神……統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
更生・育成…腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
 - 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
精神・更生・育成…医療保険の多数該当の者

計画の位置付け(案)

作成期間等

- 障害福祉計画は、3年を1期とする。
- 第1期については、平成18年度中の可能な限り早期に計画を作成し、平成19年度にはすべての地方自治体において、計画期間が始まることとする。
- 第1期の計画期間は、平成20年度までとする。(第2期以降は平成21年度から始まり、3年を1期とする)

※ 既に数値目標を盛り込んだ障害者計画が作成されている場合には、第1期の障害福祉計画と整合性が図られている限りにおいて、当該障害者計画の全部又は一部を障害福祉計画として取扱うことも差し支えないこととする。

障害者基本法に基づく計画等との関係

- 市町村障害福祉計画は、障害者基本法に基づく市町村障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法に基づく都道府県障害者計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - ・ 障害福祉計画に定める事項(障害者自立支援給付法(仮称)に規定)は別紙の事項を定める。
 - ・ 作成手続きは、障害者自立支援給付法(仮称)に定める手続き(作成、変更の際に都道府県知事(厚生労働大臣)に提出する等)による。

障害福祉計画の記載事項（案）

国の基本方針

- 1 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項
- 2 市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項
- 3 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

市町村障害福祉計画

- 1 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの量の見込み
- 2 障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの見込量の確保のための方策
- 3 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの提供体制
- 4 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

※ その他、当該市町村の区域における障害者等の数、障害者等の障害福祉サービス又は相談支援の利用に関する意向その他の事業を勘案して作成されなければならない旨を規定

都道府県障害福祉計画

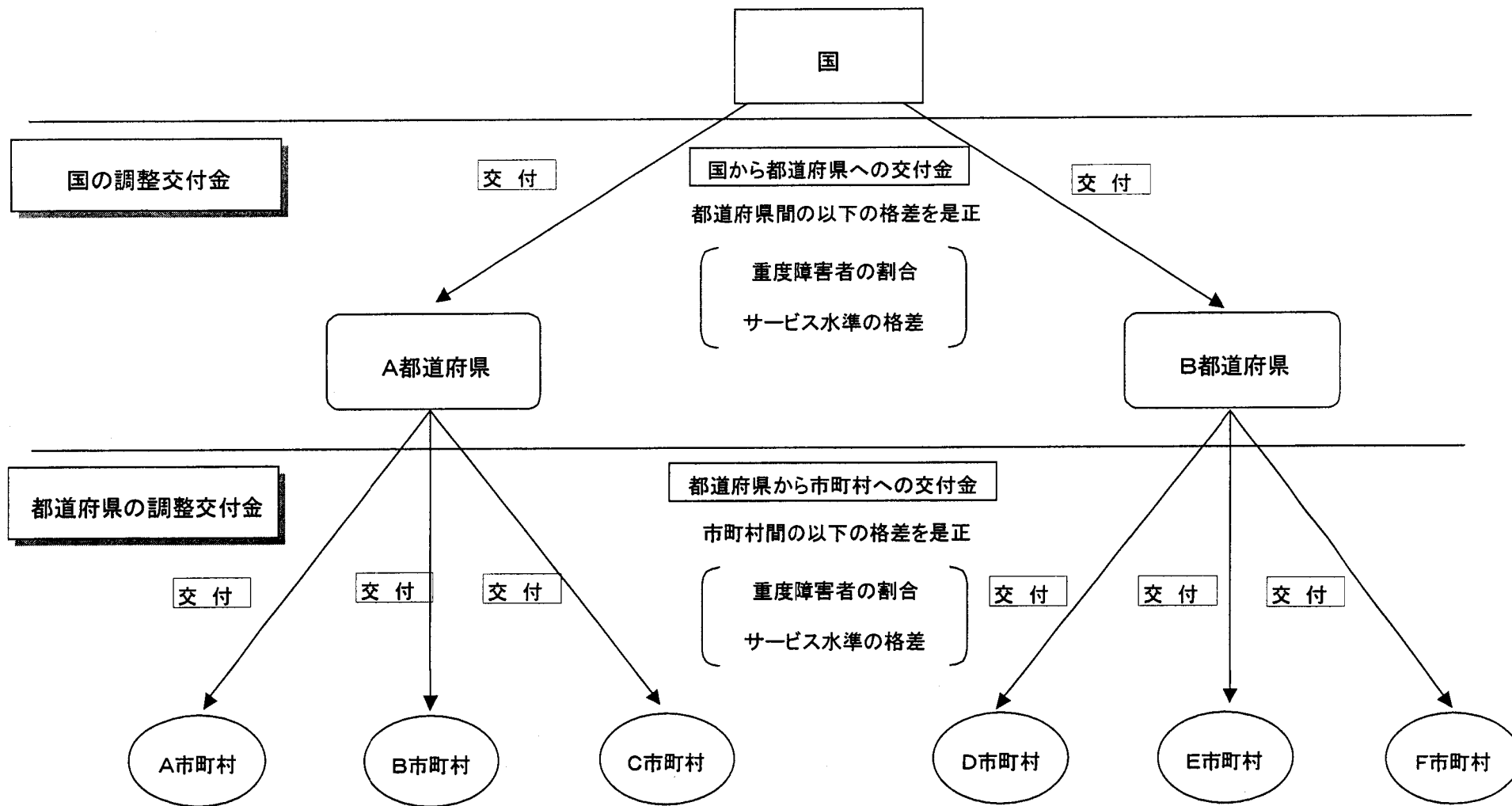
- 1 当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における障害福祉サービス又は相談支援の種類ごとの量の見込み
- 2 当該都道府県が定める区域ごとの障害福祉サービス又は相談支援の提供体制の整備に関する事項
- 3 当該都道府県が定める区域ごとの障害福祉サービス又は相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 4 都道府県の地域生活支援事業の種類ごとの提供体制
- 5 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

※ その他、精神障害者の退院の促進に資するものでなければならない旨を規定

国と地方の新たな費用負担関係(案)

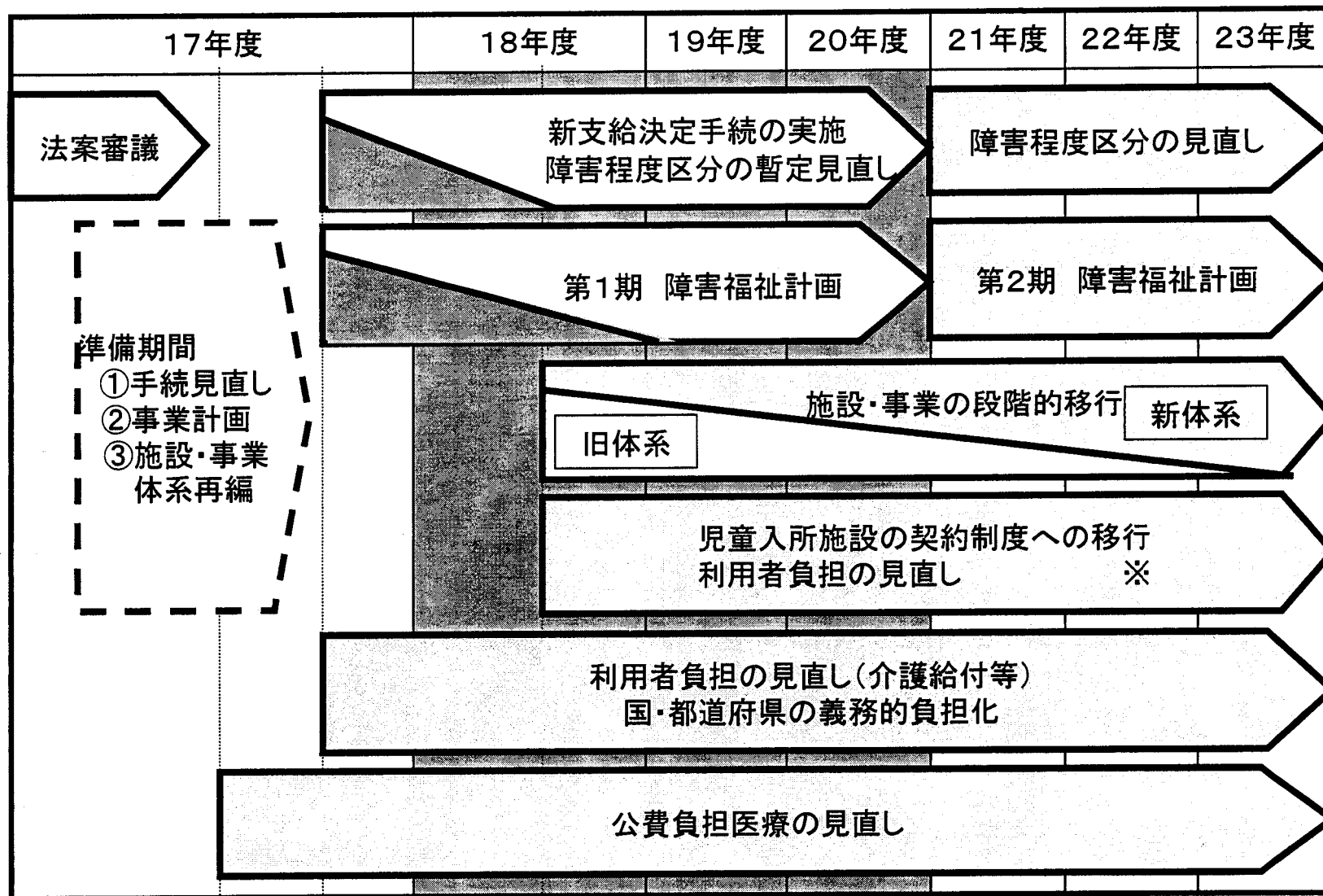
		(居 宅)			(施 設)			
		政令市・中核市	市	町村	政令市・中核市	市	町村 (福祉事務所あり)	町村 (福祉事務所なし)
現行	支援費等	国1/2 市1/2	国1/2 県1/4 市1/4	国1/2 県1/4 町村1/4	更生施設等 国1/2 市1/2	国1/2 市1/2	国1/2 町村1/2	国1/2 県1/4 町村1/4
	福祉工場				政令市・中核市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/2	町村 国1/2 県1/2	
	精神	政令市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/4 市1/4	町村 国1/2 県1/4 町村1/4	社会復帰施設 政令市 国1/2 市1/2	市 国1/2 県1/2	町村 国1/2 県1/2	
(一元化)								
見直し後 (案)		一律支弁			調整交付金		(参考)介護保険	
		国	都道府県	市町村	国	都道府県	市町村	国1/4 県1/8 市1/8 保険料1/2

国と都道府県の調整交付の仕組み(案)



中長期の制度改正スケジュール案

(年度)



準備期間

- ① 手続見直し
- ② 事業計画
- ③ 施設・事業
体系再編

17年10月

18年1月

18年10月

※児童入所施設の利用事務の市町村移譲及び施設再編については、概ね5年度の施行を目途に3年以内に結論を得る。